

令和2年4月1日から 使用料・手数料の一部を改定します

町では、これまで現行の使用料・手数料を維持しながら効率的・効果的な施設運営と町民サービスの向上に努めてきました。しかし近年、地方交付税や各種補助金が削減されるなど、限られた財源で、多様化する住民ニーズに対応していくため、施設やサービスを使用している町民と使用していない町民の負担の公平性を考慮し、見直しを進めてきました。

使用料・手数料の多くは平成18年度に見直しを行ってから据え置いていましたが、消費税の引き上げや受益者数の減少などから、原価（コスト）との差が生じていた使用料（利用料金）及び手数料の一部を見直しました。また、基本健康診査（国保・後期も含む）、がん検診及び土壌分析診断手数料は受益者負担の観点から有料にすることとなりました。

改定は、令和2年4月1日（一部を除き）以降に申請を受ける分から適用することとし、町民の皆さまにご負担をいただくこととなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

公共料金

水道・下水道料金・・・東丘浄水場・下水終末処理場等の改修、消費増税に伴い施設などの維持管理等の支出に対して、料金収入の割合を上げるため料金の改定をしました。詳しい改定内容は10～11ページをご覧ください。



バス使用料金・・・今回、料金の改定はありませんが、臨時バス利用料金と合わせて料金改定について引き続き検討を進めることとしました。

手数料

《各種証明手数料》

- 他市町村の状況と現状により10%相当額で改定する手数料
 - ・公簿、公文書、図面の閲覧・謄抄本、証明・図面の謄抄本、証明
 - ・動物の飼養の許可申請手数料・埋火葬に関する証明・畜犬登録手数料
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託登記・農地証明・現地目証明他
- 200円から250円に改定する手数料
 - ・住民記録に関する証明（住民票の写しの交付・生存、死亡に関する証明・住所、居所に関する証明・戸籍の附票等の写しの交付他）
- 300円から350円に改定する手数料
 - ・身分、身元に関する証明・料程証明・納税、所得に関する証明

- 300円から **500円に改定する手数料**
 - ・印鑑登録証の再交付（※印鑑証明手数料300円の改定はありません。）
- 700円から **750円に改定する手数料**
 - ・資産に関する証明・営業、職業に関する証明



《有料となる手数料》

- ・土壌分析診断手数料・・・他町村を参考に一般分析 **1検体 1,000円**、追加分析 **1検体 100円**の有料化としました。（改定は令和2年9月1日から）

《近隣市町村の状況を参考に改定する手数料》

- ・一般廃棄物収集運搬業許可手数料（再交付手数料の改定はありません）

《他市町村の状況と現状により改定する手数料》

- ・鳥獣飼養登録証交付手数料

《共同処理している近隣市町村と協議し改定する手数料》

- ・し尿収集処理手数料・・・53円：10/ℓ ⇒ **70円：10/ℓ**
- ・生ごみ処理手数料・・・10ℓ：20円 ⇒ **30円**、20ℓ：40円 ⇒ **45円**
持込10kg：20円 ⇒ **30円**

《ごみ処理手数料》

○粗大ごみ処理手数料

年々粗大ごみの処理量が増加していることから、令和2年4月から有料化する方向としておりましたが、受け入れ先の施設改修工事に伴い実施時期を延期することとしました。なお、実施体制が整い次第、改めてお知らせいたします。

○ごみの有料化

次期処分場の方向性と、粗大ごみの有料化の実施状況を参考に、有料化について引き続き検討を進めることとしました。

《健診（検診）手数料》

町民の疾病予防、早期発見、早期治療を図るため行っている健康診査、がん検診は、新たに健診（検診）料の一部を負担していただくこととなります。（詳しい料金の改定内容は、別紙「健康診査などの費用一覧表」をご覧ください。）



施設使用料

町民センターや公民館、総合体育館、総合運動公園屋外体育施設など、文化・体育施設が数多くあります。これらの施設では町内の団体やグループに利用いただいておりますが、使用料については、消費税と物価上昇分 **10%相当額増の改定**としました。

また、団体年間使用料の回数区分「61回以上」を「**100回まで**」の上限としました。

《10%相当額増で改正する施設》

- ・町民センター ・西町町民センター（産業会館） ・交流施設ひだまり ・保養センター（会議室）
- ・生きがいセンター・保健福祉センター ・加工センター ・農業活性化センター
- ・体育館（小・中学校） ・公民館 ・図書館視聴覚室 ・片栗庵 ・北原交流展示館
- ・地域体育館 ・研修館「楡」 ・東山スキー場（リフト料金）
- ・体育施設（テニスコート、町営球場は他町村の状況と現状により改定、パークゴルフ利用料は1日券、シーズン券の町内・町外利用の一本化を図ることとしました。）

《その他の施設》

○エココテージ使用料

研修館楡、民間事業者とのバランスと消費税の引き上げを考慮し、20%相当額の改定と連泊を15日までとし、利用促進を図ることとしました。

○加工センター使用料

消費税と物価上昇分10%相当額増とし、料金は「加工品の種類」から「施設使用区分」に改定しました。

○塩狩峠記念館入館料

類似施設を参考に大人200円を一般300円（団体200円）、中高生200円（団体100円）とし、小人100円を小学生無料に改定しました。

○三笠山自然公園使用料

遊具使用料の50円単位を100円単位に見直し、回数券は一元化を図り料金を改定しました。

○葬斎場使用料

近隣市町村を参考に20%相当額増の改定としました。

死体一体につき（12歳以上）7,500円→9,000円（12歳未満）4,000円→4,800円

○保養センター入浴料

近隣市町村及び公衆浴場入浴料金統制額を参考に改定しました。

大人（12歳以上） 220円→300円

中人（6歳以上12歳未満）110円→140円

小人（6歳未満） 60円→70円



その他

《学校給食費》

消費税と食材価格上昇分10%相当額増で改定しました。

小学校（一食当たり）160円→176円（3割軽減）

中学校（一食当たり）188円→207円（3割軽減）



《高齢者共同福祉住宅料》

住宅料の改定は行わないが、共益費の見直しを行います。

《高齢者安心見守り通報装置整備事業（固定型）》

携帯型との整合性を図るため、受信センター業務委託料の一部（月額500円）を自己負担としました。

無償化となったもの

（令和元年10月1日施行）

《保育所負担金》

消費税増額に伴う3歳以上の幼児教育・保育の無償化に併せて3歳未満児も無償化としました。

《一時保育費負担金》

保育所負担金を無償化することから、一時保育の負担金も同様の措置としました。

※各施設等の使用料、各種手数料等は別冊のとおりとなっており、料金を提示しておりますので、ご覧ください。不明な点は別冊に記しています担当窓口までお問い合わせ願います。